

県産馬生産振興対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 県産馬生産振興対策事業（以下「本事業」という。）については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業の実施)

第2条 本事業は、重種馬繁殖農家の所得向上と経営の安定化、安定的な肥育素馬供給体制構築のため、県産重種馬の増頭を図ることを目的として実施する。

(事業の内容)

第3条 県産重種馬の生産振興を図るため、次に掲げる取組に対して補助する。また、記載のない事項については、予め県と協議し承認を受けるものとする。

(1) 管理体制整備

事業主体が所管する地域の重種馬の飼養データの収集や増頭計画の作成及び技術指導など重種馬の生産振興に資する管理体制の整備を実施する。

(2) 共同飼養管理体制構築

種雄馬の導入及び利用並びに重種馬の輸送等を共同で実施する体制を構築する。

(3) 増頭促進対策

県産重種馬の増頭を図るため、繁殖雌馬の自家保留や外部導入を促進する。

(4) 繁殖成績向上対策

繁殖成績の向上を目的とした新たなシステム等の導入、凍結精液の利用推進などの繁殖成績の向上を図る。

(補助事業者等)

第4条 補助事業者等は、別表1に定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額等)

第5条 この事業の補助対象経費及び補助額等は、別表1のとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第6条 要項第3条の事業実施計画承認申請書に添付する事業実施計画書は、別記第1号様式によるものとする。

(事業実施計画の内容等の変更)

第7条 要項第5条第1項の事業実施変更計画承認申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(補助金等の交付申請)

第8条 要項第6条第2項の補助金の交付申請書に添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第9条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第10条 要項第9条第1項の事業の補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第2号様式のとおりとする。

(実績報告)

第11条 要項第13条第2項の実績報告に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書 (別記第1号様式を準用)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第12条 要項第17条の本事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

附 則

本要領は令和3年7月7日から施行する。